

寄附金のお願いについて

●寄附金のお願い

公益財団法人神戸市産業振興財団では、皆様からの寄附金を募集しています。お寄せいただいた寄附金につきましては、当財団が実施する中小企業支援事業などの公益事業に充当させていただきます。

なお、寄附金の使途について、希望される事業等がございましたら、その旨お申出ください。

●寄附のお申出

寄附をお申出いただける場合は、お手数ですが「寄附申出書」に必要事項をご記入の上、当財団までメールまたは郵便でお送りください。

メールアドレス：zaidan-keiri@kobe-ipc.or.jp

宛先：〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター6階
公益財団法人 神戸市産業振興財団 総務企画部 財務・企画グループ 宛

【お問合せ】

公益財団法人 神戸市産業振興財団 総務企画部 財務・企画グループ

TEL:078-360-3199 FAX:078-360-1419

●寄附に係る税控除について

1. 所得 税

(1) 法人が寄附をされる場合（特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入ができます。）

①資本金等がある法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

$$\left(\begin{array}{c} \text{資本金} \\ \text{等の額} \end{array} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \begin{array}{c} \text{所得} \\ \text{金額} \end{array} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2} = \text{特別損金算入限度額}$$

②資本金等のない法人

特別損金算入限度額または、特定公益増進法人に対する寄附金の合計額のうちいずれか少ない額が損金に算入できます。

$$\begin{array}{c} \text{所得金額} \end{array} \times \frac{6.25}{100} = \text{特別損金算入限度額}$$

③特別損金算入限度額を超えた寄附金額について

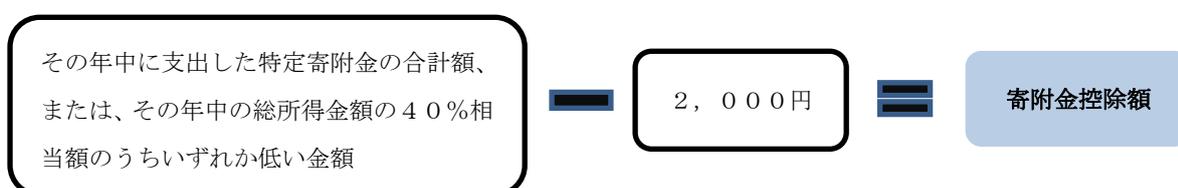
特別損金算入限度額を超えた寄附金額は、一般の寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金に算入することができます。

《損金を算入するための手続き》

国等に対する寄附金等及び特定公益増進法人等に対する寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

(2) 個人が寄附をされる場合（所得控除を受けることができます。）



《控除を受ける手続き》

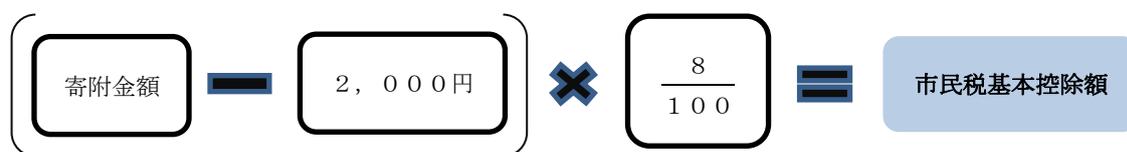
寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書に寄附金の受領書および認定書の写しを添付もしくは提示し申告書を提出します。

詳しくは、お近くの税務署までお問い合わせください。

2. 住民税（市民税）

(1) 個人市民税における寄附金税額控除について

（神戸市市税条例 第23条の2第1項第3号に基づき神戸市の市民税について寄附金税額控除を受けることができます。）



※控除対象となる寄附金額は、地方公共団体、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせて総所得の金額の30%までとなっています。

《控除を受ける手続き》

所得税の確定申告を行う必要があります。

詳しくは、神戸市行財政局税務部市民税課（078-647-9300）までお問い合わせください。